第1章 計画の基本的事項

1 背景 ~第一次率先行動計画策定後の動きなど~

私たちは、より強く、地球温暖化対策を推進しなくてはならない

1)京都議定書の発効

「京都議定書」は 2005(平成 17)年2月に発効しました。このことにより、我が国が「京都 議定書」において約束した第1約束期間(2008-2012年)までに、温室効果ガス排出量を 1990 年レベルに対して6%削減するとした削減目標は、国際的な拘束力のある約束となりました。

我が国の 2003 (平成 15) 年度現在の温室効果ガス排出量は 13 億 3,900 万~であり、1990 (平 成 2) 年レベル 12 億 3,700 万~に対して 8.3%の増加となっています。これを今後 3 ~ 7 年の間 に 14.3%削減することが必要です。

我が国では、これまで「地球温暖化防止行動計画(1990年)」、「地球温暖化対策の推進に関す る法律(1998年)」、「地球温暖化対策に関する基本方針(1999年)」、「地球温暖化対策推進大綱 (1998,2002年)」を定めるなど、地球温暖化対策を推進してきましたが、結果として、温室効果 ガス排出量の微増傾向に歯止めがかかることはありませんでした。

このようなことから、「京都議定書」の発効をにらんだ 2002(平成 14)年の法改正では、地球 温暖化対策の強化、とりわけ「京都議定書目標達成計画」の策定が盛り込まれることとなりまし た。

「京都議定書目標達成計画」とは、「京都議定書」の6%削減約束を確実に達成するために必要 な措置を定めるものであり、2005(平成17)年4月に策定されました。

「京都議定書目標達成計画」の中では、地方自治体について、『 地域の特性に応じた対策の 実施』『 率先した取組の実施』『 地域住民等への情報提供と活動推進』の3つの役割が期待 されています。

このうちの「 」と「 」が本計画に該当するものであり、自らの温室効果ガス排出量の削減 と同時に、地方自治体としての率先的な活動を行うことで、地域の模範となることと、地球温暖 化に係る情報提供と温暖化防止に有効な行動を推進するための取組が求められています。

国内の都市化による環境の変化が比較的少なく、かつ観測データの均質性が長期間継続している地点の年平均気温の推移を、1898(明治 31)年 ~ 2004 (平成 16)年の間の 100年あたりの長期的な変化の傾向として見ると、 1.06 ± 0.25 の上昇となっています。この値は、北半球平均気温の 100年あたりの長期的な変化の傾向である 0.77を上回っています。

このように、現象としてはすでに気温は上昇の傾向にあり、温暖化の原因物質である二酸化炭素などの温室効果ガスの大気中の濃度が増加の傾向にあることから、 $IPCC^{*1}$ では「第三次評価報告(2001年)」において、2100年までの間に地球上の平均気温は 1.4~5.8~上昇するとの予測結果を発表しました。我が国においても、気象庁が予測を行った結果、2100年までの間に平均気温が 2.0~~4.0~上昇すると予測されています。

地球温暖化の進行により、海面水位の上昇や異常気象の増加などの影響が発生すると言われています。特に、異常気象の増加と気候の変化は、農作物の生産やそのために必要な水資源に大きな影響を及ぼすと考えられています。我が国でも、2004(平成 16)年には熱中症の患者数が過去5年間で最大であったり、過去最多の台風上陸や集中豪雨の頻発などの異常気象が見られました。

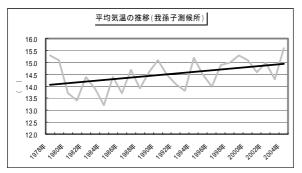
地球温暖化は、単に気温が上昇するだけでなく、それに伴う様々な現象を引き起こす環境問題であり、一度進行してしまうと大気中の温室効果ガスを取り除くのはきわめて困難であることから、予防的な取組が非常に重要です。科学的な知見に基づく予測によっても今後 100 年の間、気温の上昇が考えられています。

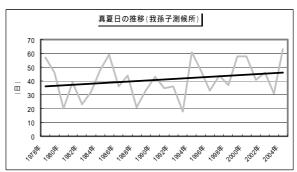
我孫子市内において観測*2された過去30年程度の平均気温、最低気温、真夏日の日数をみると、 気温は上昇の傾向にあり、真夏日の日数は増加の傾向にあります。平均気温では、この観測期間 中約0.9 上昇していることになります。

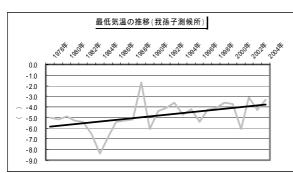
したがって、私たちができる取組を確実に実行し、地球温暖化対策を推進していくことが必要です。

^{*1} IPCC: 気候変動に関する政府間パネル(Intergovernmental Panel on Climate Change)の略。IPCC は、 人為的な気候変動のリスクに関する最新の科学的・技術的・社会経済的な知見を取りまとめて評価し、 各国政府に提言等を行うことを目的とした政府間機構です。

^{*2} 市内において観測: 我孫子測候所(我孫子市我孫子1646:財団法人電力中央研究所内)の観測結果







グラフは、我孫子測候所の平均気温、真夏日(最高気温 30 以上)の日数、最低気温の推移を分析した結果を現しています。いずれも上昇の傾向にあり、現象の上では、気温が上昇していることが推定できます。

図 1-1 我孫子市の平均気温等の推移

2 第一次率先行動計画の評価

基準年に対して温室効果ガス総排出量を3%削減したが 計画の目標である10%削減は達成できなかった

本市では、2001 (平成 13)年度に「人と鳥が共存し、手賀沼を誇れるまち」を目指し、「我孫子市環境基本計画」を策定しました。この付属方針である「第一次環境保全のための我孫子市率先行動計画」と「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき策定された「第一次地球温暖化対策実行計画」を合わせた計画(以下、「第一次計画」を定め、温室効果ガス排出量の抑制やごみの減量などに取り組んできました。

2004(平成 16)年度の温室効果ガス総排出量は、22,401 / であり、基準年である 1999(平成 11)年度の総排出量 23,083 / に対して 3 %削減することができました。しかしながら、第 1 次計画の目標は、基準年比 10%削減であり、計画の目標は達成できませんでした。

また、温室効果ガス排出削減のための具体的項目についての削減目標に対しては、燃料使用に伴う排出量が基準年(1999 年度)4,877 「シであったのに対し、2004(平成 16)年度は 2,261 「シと 53.6%削減し、計画の目標である基準年比 5%削減を達成しました。電気使用に伴う排出量は、基準年(1999 年度)6,595 「シに対して、2004(平成 16)年度は 6,138 「シと 6.9%削減し、計画の目標である基準年比 3%削減を達成しました。一般廃棄物の焼却に伴う排出量は、基準年(1999年度)11,579 「シに対して、2004(平成 16)年度は 13,986 「シと 20.8%増加し、計画の目標である基準年比 6%削減を達成できませんでした。

第一次計画の推進により、 温室効果ガス総排出量は3%減少した 職員の意識と取組も進んだ

また

目標達成のための課題が明確になった

一般廃棄物の焼却に伴う温室効果ガス排出量は、2004(平成 16)年度現在 13,986 ~ と総排出量 22,401 ~ 62.4%を占めています。このうち廃プラスチック*3の焼却による排出量は、13,424 ~ と一般廃棄物の焼却に伴う排出量の大部分を占めています。一般廃棄物に含まれる廃プラスチックの割合は、クリーンセンターが毎年度行っているごみの組成分析*4の結果に基づいて算出しています。しかし、廃プラスチック率は分析ごとの組成の変動が大きく、的確に排出量が反映できたとはいえませんでした。

また、温室効果ガス総排出量は、一般廃棄物の焼却に伴う排出量の増加により、削減目標の達成には至りませんでしたが、一般廃棄物の焼却量を除くと、基準年 11,504 ½に対して 2004 (平成 16)年度は 8,415 ½と 26.9%の削減を達成していることになります。しかしながら、これは、クリーンセンターの焼却灰溶融施設の稼働停止によるところが大きく、それぞれの施設での取組がどの程度進んだのかが把握できていない状況にあります。

【 第一次計画の課題 】

- 1 廃プラスチック率の見直しと廃プラスチックを含むごみ全体量の削減。
- 2 各部署での数値目標設定の必要性。

^{*3} 廃プラスチック:一般廃棄物に含まれるプラスチック製品。

^{*4} ごみの組成分析:収集・運搬車又はごみピットから採取したごみを紙・布類、厨芥類などの種類ごとに分けることでその組成を把握する作業。本市では年4回行っています。

3 第一次計画を踏まえた第二次計画のあり方

第一次計画の課題を受け、解決すべく第二次計画は下記の3点を踏まえ策定します。

第一次計画では、一般廃棄物の焼却量のうち組成分析に基づく廃プラスチック率が温室効果ガス排出量に大きく影響しました。そのため、ごみの減量やリサイクルの推進に係る施策の効果を的確に反映できませんでした。第2次計画では、計画期間中の廃プラスチックの組成率を平均値で固定し、温室効果ガス排出量を算定します。また、「一般廃棄物対策基本計画」の進捗状況を把握し、温室効果ガス削減のための取組を推進します。

備考)平均値は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づくごみ組成分析の 2000(平成 12)年度~2004(平成 16)年度の平均値(18%)である。

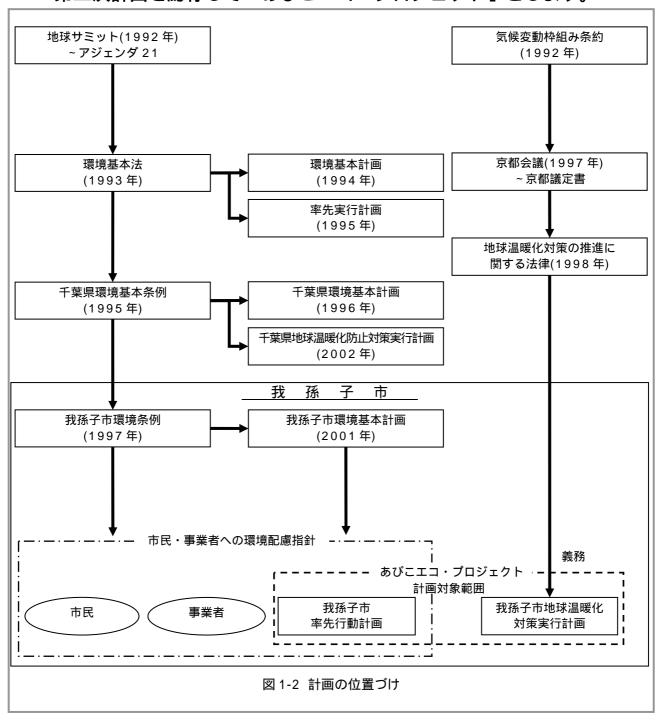
計画を確実に推進し、目標の達成をめざすためには、市役所全体の目標管理も重要ですが、それぞれの施設や職員個人の取り組みの促進を目指すことが必要です。そのため、それぞれの施設単位での計画の進捗状況を把握していきます。

市役所等から排出される温室効果ガスを着実に削減するためには、職員の活動が省エネルギー型に なることはもとより、市役所等の設備が省エネルギー型になることも必要です。

4 計画の位置づけ

第二次計画は、「我孫子市環境基本計画」の付属方針として、市の事務・事業に伴う環境への負荷を削減するための率先行動計画と、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条に基づいて、策定が義務づけられている市の事務・事業に伴う温室効果ガス排出抑制のための実行計画(地球温暖化対策実行計画)、市民や事業者の環境に配慮した行動を定めた「市民・事業者への環境配慮指針」の普及の3つの役割を担います。

第二次計画を総称して「あびこエコ・プロジェクト」とします。



あびこエコ・プロジェクト

率先行動計画

- ・公共工事等における環境への 負荷の低減
- ・地球温暖化対策に間接的に貢献する水・紙等の削減

地球温暖化対策実行計画

- ・温室効果ガス排出量の把握
- ・温室効果ガス排出量の削減
- ・点検・結果の公表

「市民・事業者への環境配慮指針」の普及

共通

事

頂

- ・環境教育・学習の推進
- ・環境情報の提供
- ・環境に配慮した行動の普及・啓発

図 1-3 あびこエコ・プロジェクトの役割と概要

5 計画の目的と役割

- この計画は、市の事務・事業に伴う温室効果ガス総排出量削減を目的とします。
- この計画は、市の事務・事業に伴う環境への負荷の低減を目的とします。
- この計画は「市民・事業者への環境配慮指針」の普及を目的とします・

【計画の役割】

- ・温室効果ガス排出量の現況を明らかにするとともに、削減目標を定めます。
- ・温室効果ガス排出量の削減目標達成に必要な取組を示します。
- ・市の事務・事業に伴って生じる環境への負荷要因を明らかにするとともに、達成目標を定めます。
- ・環境への負荷を低減するための達成目標の実現に必要な取組を示します。
- ・環境配慮指針の普及のための取組を示します。
- ・環境配慮指針の普及によって得られる効果を示す目標を設定します。
- ・ 計画を推進するための体制、進行管理の方法を示します。

計画の範囲

1)対象とする組織の範囲

この計画が対象とする範囲は、原則として本市が直接実施する事務・事業です。市役所庁舎に おける事務・事業はもとより、廃棄物処理、水道事業、市立学校、市立保育園などを含みます。 (資料編表1)

ただし、民間事業者などに委託して行う事業(ごみの収集・運搬、公共施設の管理・運営など) は、原則として本計画の対象とはしませんが、本計画に定める取組事項の実施を要請します。

2)対象とする温室効果ガスの範囲

本計画では温室効果ガスのうち二酸化炭素 の排出抑制を対象として計画を推進します。

本市の温室効果ガス排出量(二酸化炭素換 算)は、2004(平成16)年度調査結果からみる と二酸化炭素が排出量の 97.4%を占めていま す。「地球温暖化対策の推進に関する法律」に 定められているメタンや一酸化二窒素などの 他の温室効果ガスは本市ではほとんど排出さ れていません。このため、二酸化炭素のみに ついて目標を定めます。

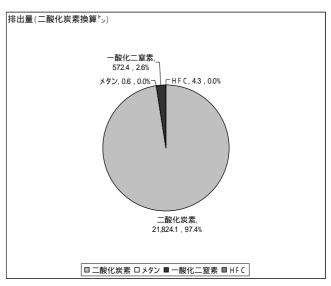


図 1-4 本市の温室効果ガス排出の内訳(2004年度)

【参考:温室効果ガスの種類と概要】

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく温室効果ガスは、下表に示す6ガスです。

	参考表	1 温室効果ガスの種類と概要
温室効果ガス		人為的な発生源
一酸化炭素 (CO₂)		石油や天然ガスなどの化石燃

温室効果ガス	人為的な発生源	地球温暖化係数
二酸化炭素(CO ₂)	石油や天然ガスなどの化石燃料の燃焼、廃 棄物などの焼却	1
メタン (CH4)	化石燃料の燃焼、下水処理、自動車の走行	21
一酸化二窒素(N ₂ O)	化石燃料の燃焼、窒素肥料の施肥、麻酔ガスの使用、自動車の走行	310
ハイドロフルオロカーボン (HFC:13 種類)	冷蔵庫やエアコンの冷媒、スプレーなどの 充填剤、廃棄時の漏洩	1,300 等
パーフルオロカーボン (PFC:7種類)	半導体のエッチングガス、半導体などの製品の洗浄	6,500 等
六ふっ化硫黄(SF ₆)	電気絶縁ガス、半導体のエッチングガス	23,900

備考)地球温暖化係数とは、二酸化炭素の温室効果を1とした場合の温室効果の強さの倍数を示し ています。

7 計画の期間

第二次計画の期間は、2006(平成 18)年度~2010(平成 22)年度の5年間とします。 但し、温室効果ガスの排出量は、調査対象年度を2005(平成 17)年度から2009(平成21)年度とします。

8 計画の基準年

第二次計画の基準年は、2004(平成16)年度とします。

9 計画の見直し

第二次計画の最終的な評価は、計画期間の最終年度である 2010 (平成 22)年度の結果を踏まえ、2011 (平成 23)年度に実施します。次期計画に相当する第三次計画については、2009 (平成 21)年度の温室効果ガス排出量の結果を踏まえて、2010 (平成 22)年度に計画を策定し、2011 (平成 23)年度より実施します。

第2章 計画の目標

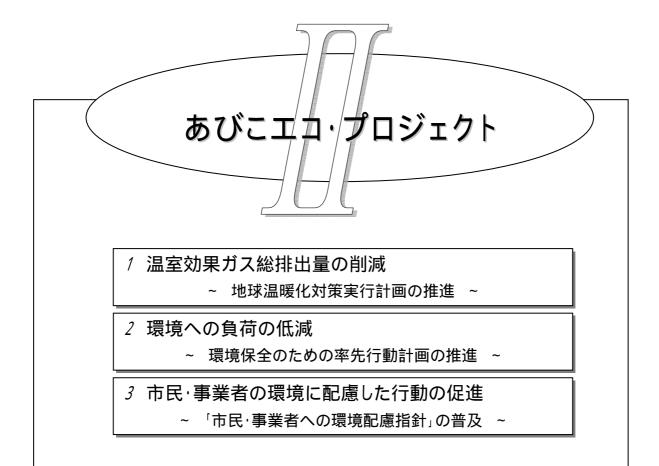


図 2-1 計画の目標体系

1 温室効果ガス総排出量の削減 (地球温暖化対策実行計画の推進)

第二次計画では、市役所全体の削減目標の設定はもとより、施設ごとに目標を設定することで、きめ細やかな計画の推進を図ります。

1)基本事項

本計画では、排出係数を「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成 11 年政令第 143 号、平成 14 年改正版)」に定められたものとしました。さらに、委託事業となるごみの収集・運搬、老人福祉センターを除いて算定しています。また、廃プラスチックの焼却量を算出する廃プラスチックの割合は、過去の実績から 18%と固定しました。このことにより、2004 年度温室効果ガス排出量調査結果による温室効果ガス総排出量とは値が異なります。

2)温室効果ガス総排出量の現状

本計画の基準年である 2004 (平成 16)年度の温室効果ガス総排出量は、26,498 $^{\text{L}}$ $^{\text{L}}$ であり、そのうち電気の使用に係る排出量が 6,550 $^{\text{L}}$ 、燃料の使用に係る排出量が 1,860 $^{\text{L}}$ 、自動車の走行に係る排出量が 10 $^{\text{L}}$ 、ごみ焼却に係る排出量が 18,073 $^{\text{L}}$ 、ハイドロフルオロカーボン (HFC)に係る排出量が 4 $^{\text{L}}$ となっていました。

	农工工 不同の加主机不乃入前的中国主义先代(2007 千尺)							
	項目	燃料使用	電気使用	自動車の 走行	H F C	ごみの 焼却	計	割合
		kg-CO ₂	%					
1	市役所庁舎	223,610	394,984	4,868	1,594	0	625,056	2.4%
2	支 所 ・連 絡 所	3,314	16,079	74	20	0	19,487	0.1%
3	近 隣センター	107,390	179,518	0	0	0	286,908	1.1%
4	手賀沼課管理施設	0	97,018	0	0	0	97,018	0.4%
5	ク リ ー ン セ ン タ ー	76,891	1,401,529	1,020	663	18,072,752	19,552,855	73.8%
6	福祉施設	130,808	125,775	1,092	390	0	258,064	1.0%
7	保育園	143,739	112,883	0	0	0	256,622	1.0%
8	建設部管理施設	6,773	195,847	0	0	0	202,620	0.8%
9	区画整理事務所	5,138	13,671	132	98	0	19,039	0.1%
10	水 道 局	81,262	1,957,092	386	273	0	2,039,013	7.7%
11	消防本部	193,677	142,035	1,462	653	0	337,828	1.3%
12	教育委員会	74,643	311,063	1,043	449	0	387,197	1.5%
13	学 校	577,837	1,199,407	0	0	0	1,777,243	6.7%
14	生涯学習セン ター・公民館	124,467	230,894	83	59	0	355,502	1.3%
15	市民会館	110,752	172,649	40	20	0	283,461	1.1%
市	役 所 計	1,860,300	6,550,442	10,200	4,217	18,072,752	26,497,911	100.0%

表 2-1 本市の温室効果ガス総排出量の現状(2004年度)

備考) 端数処理により、表中の合計は一致しない場合があります。



3)温室効果ガス総排出量の削減目標

温室効果ガス総排出量に係る目標は、第一次計画が目標である10%のうち3% の削減を達成したことを踏まえ、7%削減することとします。

2010(平成 22)年度までに

温室効果ガス総排出量を基準年比7%削減します

2010(平成 22)年度までに

電気、燃料、公用車の使用に伴う 温室効果ガス排出量を 基準年比5%削減します 2010(平成 22)年度までに

一般廃棄物の焼却に伴う 温室効果ガス排出量を 基準年比8%削減します

図 2-2 温室効果ガス総排出量の削減に係る目標

表 2-2 温室効果ガス総排出量の削減に係る目標

温室効果ガス総排出量				
2004(平成 16)年度		2009(平成 21)年度		
26,498 ^ト >	7%削減	24,640 ^ト >		
	,			

電気・燃料等に係る温室効果ガス排出量				
2004(平成 16) 年度		2009(平成 21) 年度		
8,425 ^ト ン	5%削減	8,004 トン		

備考)目標は有効数字4桁で丸めました。

ごみの焼却に係る温室効果ガス排出量				
2004(平成 16) 年度		2009(平成 21) 年度		
18,073 ^ト >	8%削減	16,630 ^ト ン		



■ 4)個別項目に係る削減目標

温室効果ガス総排出量に係る削減目標を達成するため、施設利用に伴う燃料、自動車利用に伴 う燃料、電気の使用量、一般廃棄物焼却量については項目別に使用量る削減目標を定めます。

これらの個別項目に係る削減目標を達成することによって、本計画に定めた温室効果ガス総排 出量に係る削減目標が達成できます。

表 2-3 個別措置の目標

	項目							目標	使用量	
	- 現 日 - 日 - 日 - 日 - 日 - 日 - 日 - 日 - 日 -			口 作示	基準年(2004年度)	目標年(2009年度)				
燃	_	料	施設利用に	灯			油	5%削減	81,486 L	77,400 L
使	用	量	伴 う 燃 料	Α	重	Ē	油	5%削減	64,480 L	61,260 L
				L	Р	ガ	ス	5%削減	20,786 kg	19,750 kg
				都	市	ガ	ス	5%削減	575,511 m ³	546,740 m³
			自動車利用に	ガ	ソ	IJ	ン	5%削減	110,135 L	104,600 L
			伴 う 燃 料	軽			油	5%削減	15,708 L	14,920 L
電気	電気使用量			5%削減	17,329,211 kWh	16,460,000 kWh				
	一般廃棄物焼却量			8%削減	36,314 t	33,450 t				
(廃	プラス	チック	7焼却量)					0 70 月1/196	(6,537 t)	(6,021 t)

備考)目標は、有効数字4桁で丸めました。

なお、本計画では、次に示すように施設ごとに電気・燃料等に係る温室効果ガスの削減目標 5%削減 を一律にあてはめた参考値を設定し、目標達成に向けた進捗状況を把握することによって、 きめ細やかで、かつ、確実な計画の推進を図るものとします。

表 2-4 燃料・電気の使用量の現況(2004年度)と参考値

	項目		灯油	A重油	LPガス	都市ガス	ガソリン	軽油	電気
	以 日		L	L	kg	m^3	L	L	kWh
4	士仉氏亡全	現況	586	0	4	47,884	50,729	4,026	1,044,930
1	市役所庁舎	参考値	557	0	4	45,490	48,190	3,824	992,700
4 4	* c *	現況	202	0	4	47,884	24,407	1,185	1,044,180
1-1	本 庁 舎	参考値	192	0	4	45,490	23,190	1,126	992,000
1-2	東別館	現況	384	0	本庁舎に含む	本庁舎に含む	17,151	2,840	本庁舎に含む
1-2	東別館	参考値	365	0	-	-	16,290	2,698	-
4 2	西 別 館	現況	0	0	本庁舎に含む	本庁舎に含む	7,305	0	本庁舎に含む
1-3	西別館	参考値	0	0	-	-	6,940	0	-
1-4	分 館	現況	0	0	本庁舎に含む	本庁舎に含む	1,866	0	750
1-4	刀 铝	参考値	0	0	-	-	1,772	0	713
2	支 所 ·	現況	344	0	5	12	1,042	0	42,536
	連絡所	参考値	327	0	5	11	990	0	40,410
3	近 隣	現況	0	0	0	54,819	0	0	474,915
3	センター	参考値	0	0	0	52,080	0	0	451,200
4	手 賀 沼 課	現況	0	0	0	0	0	0	256,662
4	管理施設	参考値	0	0	0	0	0	0	243,800
5	クリーン	現況	22,941	0	2,189	0	5,695	0	3,707,748
5	センター	参考値	21,790	0	2,080	0	5,410	0	3,522,000
6	福祉施設	現況	0	0	0	48,772	12,789	2,126	332,738
O	1曲 111 / 110 11文	参考値	0	0	0	46,330	12,150	2,020	316,100
7	保 育 園	現況	9,718	24,480	1,328	25,128	0	0	298,633
		参考値	9,230	23,260	1,262	23,870	0	0	283,700
8	建設部	現況	0	0	2,258	0	0	0	518,113
0	管 理 施 設	参考値	0	0	2,145	0	0	0	492,200
9	区画整理	現況	446	0	0	106	1,645	0	36,166
3	事務所	参考値	424	0	0	101	1,563	0	34,360
10	水道局	現況	0	0	209	35,105	5,110	0	5,177,491
10	小但问	参考値	0	0	199	33,350	4.854	0	4,919,000
11	消防本部	現況	34,243	0	370	21,463	18,292	8,712	375,755
_ ' '	id in A in	参考値	32,530	0	352	20,390	17,380	8,276	357,000
12	教育委員会	現況	145	0	459	20,646	13,071	805	822,917
12	孙月女只女	参考値	138	0	436	19,610	12,420	765	781,800
13	学 校	現況	12,940	0	13,965	256,912	188	0	3,173,033
-5		参考值	12,300	0	13,270	244,100	179	0	3,014,000
14	生涯学習セン	現況	0	0	0	62,214	1,115	0	610,830
	ター・公民館	参考値	0	0	0	59,100	1,060	0	580,300
15	市民会館	現況	120	40,000	0	450	460	40	456,744
13	计以文品	参考値	114	38,000	0	428	437	38	433,900
	市役所計		81,490	64,480	20,786	573,511	110,136	15,708	17,329,211

備考)1 端数処理により、表中の合計は一致しない場合があります。また、目標は、有効数字4桁で丸め、小数点以下は四捨五入しました。

² 参考値とは、表 2-3 に示した電気・燃料等に係る温室効果ガスの削減目標(5%削減)を各施設の現況値に一律にあてはめた場合の値である。

³ 各施設の担当部署は P33,34 を参照。

2 環境への負荷の低減 (環境保全のための率先行動計画の推進)

環境負荷低減のための達成目標は、直接温室効果ガス排出量の算定に反映されませんが、市の 事務・事業によって生じる環境への負荷を可能な限り減らしていくために、設定するものです。

本市の活動は、「自動車の利用」、「施設の利用」、「工事の実施」、「自然の利用」に大きく分けることができます。これらの活動によって、下の図に示すような環境への負荷が生じることになります。

それぞれの区分の活動によって生じる環境への負荷に対して、負荷量の削減に資する指標を抽出し、達成目標を設定することで、取組を推進します。

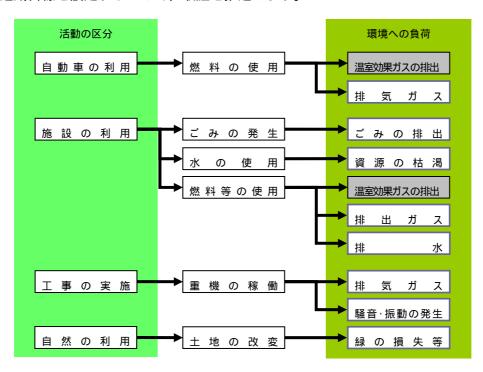


表 2-5 環境負荷低減のための達成目標・指標

				基準年	目標年
活動区分	項[目標	(2004年度)	(2010 年度)	
自動車の利用	排 気 ガ ス に よ る 負 荷 の 低 減	低公害車割合 2	2%増加	8%(18台)	10%(21台)
施設の利用	ごみの減量・	用紙購入量	5%削減	21,060,395 枚	20,010,000 枚
	リ サ イ ク ル の 推 進 	1人あたり用紙購入量	5%削減	19,500 枚/人	18,520 枚/人
		廃棄物発生量 1	24%削減	36,306 kg ¹	27,500 kg
		資源化指数 1	0.35 ポイント増加	0.652 ¹	1.0
	水の適正な利用	水道使用量	5%削減	271,570 m ³	258,000 m ³
	排出ガス・排水による	法規制等遵守率	100%を維持	100%	100%
	負荷の低減	新エネルギー導入率	200%	20 kW	40 kW
工事の実施	-	-	公共施設	と整備ガイドライン	を準拠
自然の利用	緑の損失等による影響の低減	市内の緑の量 3	6%増加	1,507 ha	1,600 ha
	(生き物との共存)	都市公園面積	30%増加	6.75 m ² /人	8.8 m ² /人

¹ ごみに関して目標を定めるのは市役所庁舎のみであす。また、廃棄物排出量の調査は 2000 (平成 12)年度から開始していることから、2000 (平成 12)年度の数値とします。

² 現況は2005 (平成17)年度実績

³ 緑の量と都市公園に係る目標は2020(平成32)年度の達成目標。

【参考:資源化指数について】

本庁舎では「可燃ごみ」、「紙類」、「空き缶」、「空きビン」、「ペットボトル」、「その他プラスチック(2002(平成 14)年度から)」に分類しています。このうち「可燃ごみ」以外はすべて資源化をしており、これまで高い資源化率を達成してきました。

しかしながら、資源化率を指標とした進捗管理では、廃棄物総排出量が増えるとともに資源化率が増加することがあり、ごみの減量とリサイクルの推進の観点からは、資源化率が適切な指標とは言えなくなっています。

そのため、総排出量の増減を加味した「資源化指数」を設定し、新たに目標管理を行います。 「資源化指数」は、資源化率が増加するほど、総排出量が減少するほど高くなるため、これま での資源化推進の取組が進んでいることがわかります。

数値については、第一次計画からの推移を見るために第二次計画においても、市役所庁舎で廃棄物排出量の調査を開始した 2000 (平成 12)年度から算定した数値とします。

[i年度資源化指数]= [i年度資源化量]/[i年度総排出量]

× [2000(平成 12)年度総排出量]/[i年度総排出量]

ここで、 i:算定対象年度

参考表2 資源化指数算定結果

年度	可燃ごみ 排出量(kg)	資源化量 (kg)	総排出量 (kg)	資源化率	資源化指数
2000 年度 推定量	12,630.96	23,674.81	36,305.77	65.2%	0.652
2001 年度 推定量	8,324.61	26,392.11	34,716.72	76.0%	0.795
2002 年度 推定量	7,877.48	25,342.73	33,220.21	76.3%	0.834
2003 年度 推定量	8,989.43	25,934.56	34,923.99	74.3%	0.772
2004 年度 推定量	7,919.20	20,647.27	28,566.47	72.3%	0.919
2005 年度 推定量	7,045.80	22,614.35	29,660.15	76.2%	0.933

「算定例」

2005 (平成 17)年度の資源化指数を求めます。

[2005 年度資源化指数]= [2005 年度資源化量]/[2005 年度総排出量] × [2000(平成 12)年度総排出量]/[2005 年度総排出量]

= $[22,614.35 +_{\Box}]/[29,660.15 +_{\Box}] \times [36,305.77 +_{\Box}]/[29,660.15 +_{\Box}]$

=0.933

3 市民・事業者の環境に配慮した行動の促進 (「市民・事業者への環境配慮指針」の普及)

本市の職員は、自ら率先して「市民・事業者への環境配慮指針」に定めた行動を実践し、市民の模範となることによって、市民・事業者の環境に配慮した行動の促進を図ることが必要です。

「市民・事業者への環境配慮指針」 に定めた行動の実践

市民・事業者の環境に配慮した行動の促進



「市民・事業者への環境配慮指針」の普及度は、次のものではかることとします

1 ごみ焼却量

8%削減する

2004(平成 16)年度 36,314 り を 2009(平成 21)年度 33,450 り とする

2 補助事業の交付状況

項目		基準年 (2005 年度)	増加量	目標年 (2010 年度)	
生ごみ処理機	コンポスト容器 ぼかし容器	10,558 基	+1,710 基	40.574 甘	
	機械式生ごみ 処理機	1,013 基	+293 台	13,574 基	
	計	11,571 基	+2,003 基		
太陽光発電システム		205 件	+ 250 件	455 件	
雨水貯留施設 雨水浸透施設		7件	+50 件	57 件	
合併処理浄化槽		858 基	+225 基	1,083 基	
供考)担決に示す物値	古け 延べ粉でもる	·	·		

備考)現況に示す数値は、延べ数である。

3 ノーカーデー実施率

2010(平成22)年度の実施率を 50% とする

図 2-3 「市民・事業者への環境配慮指針」の普及のための目標

第3章 取組

本市の事務・事業に伴う環境への負荷としては、エネルギー使用に伴う温室効果ガスの排出、 ごみの発生、水資源の利用、施設の供用に伴う排出ガスや排水等による環境影響、建設工事等に 伴う騒音・振動等の影響が考えられます。

本計画では、本市の事務・事業に伴う温室効果ガス総排出量の削減や環境への負荷の低減を図るとともに、市民や事業者の環境に配慮した行動を促進します。

そのためには、職員一人ひとりが、自らが関わる事務・事業による環境影響に対する理解を深めるとともに、市の事務・事業に携わる職員として、さらには市民のひとりとして、環境に配慮した取組を積極的に進めることによって、環境への負荷を減らしていくことが必要です。

温室効果ガス総排出量の削減

(地球温暖化対策実行計画の推進)

1 エネルギー使用量の削減

取組目標(対 2004 年度比)

施設利用に伴う燃料使用量の削減

電気使用量の削減

・ 灯油使用量
・ A重油使用量
・ LPガス使用量
・ 都市ガス使用量
・ 都市ガス使用量
・ 電気使用量

1)施設管理者の取組

施設を適正に管理する

照明器具の定期的な清掃と交換

空調機のフィルターの定期的な清掃と交換

熱源機器(ボイラー等)の定期的な点検

熱源機器の低負荷運転の実施

空調の使用時期と時間の調整

電気給湯器(西別館)の休日運転停止

夜間外灯照明の減灯

自動販売機の省エネルギー運転(照明 OFF、夜間電源 OFF)

デマンドコントロール*5の実施

^{*5} デマンドコントロール:電力使用量のピークをカットすることにより、電気使用量の削減はもとより、基本使用料を削減することができる手法。

市民・職員への啓発

市民・職員への呼びかけ省エネルギー型自動販売機の導入

省エネルギー設備の導入

省エネルギー型設備の導入 新エネルギー設備の導入 省エネルギー型のOA機器の導入

■ 2)職員の取組

照明の適正な利用

昼休みの消灯 屋外からの採光に合わせた窓際の消灯 廊下やトイレ等の間引き点灯 使用していない部屋の消灯 トイレの非使用時の消灯 残業時必要な範囲のみ点灯

空調の適正な利用

冷房の設定温度 28 暖房の設定温度 20 春や秋には自然外気の取り入れ(外気による冷房・換気の推進) 使用していない部屋の空調停止 冷暖房時に窓・扉を閉める 冷暖房時にブラインドを使用 退庁時のブラインドの降下 勤務時間外の冷房停止

OA機器の適正な利用

PC非使用時の電源OFF OA機器の節電設定 コピー機省電力モードの利用

その他の取り組み

階段利用 給湯温度の減温 待機電力の削減(コンセントを抜くなど) ノー残業デイの徹底

2 自動車による負荷の低減

取組目標(対 2004 年度比)

自動車利用に伴う燃料使用量の削減

低公害車導入率の向上

・ ガソリン使用量・ 軽油使用量・ 低公害車導入率5 %削減2 %増加

■ 1)自動車管理者の取組

低公害車の導入

低燃費・低環境負荷型、ハイブリッド自動車、電気自動車、天然ガス

公用車のバイオ燃料の採用

公用車の利用台数を調査し、車両台数を削減

相乗りの励行

定期的な点検・整備

2)職員の取組

低公害車・低燃費車の優先利用 公共交通機関の利用推進 近距離の自転車移動 アイドリングストップなどエコ・ドライブの推進 タイヤ空気圧の調整

【参考:温室効果ガスの排出削減効果】

温室効果ガス排出抑制のための取組を実施することによって、次に示す程度の削減効果があると言われています。

機器や使用実態によって、実際の削減効果は異なります。

取組内容	効果
冷房時の温度設定を省エネモード	冷房のための冷熱機器のエネルギー消費量を 17%削減
にする。(夏:28)	
┃ 昼休みに消灯する。	照明電力消費量を 2.4%削減
(全点灯率 80% 56%とした場合。)	
パソコンを省電力設定にする。	CRT(ブラウン管デイスプレイ)1台あたり年間57kWhの削減。
	LCD(液晶デイスプレイ)1台あたり年間34kWhの削減
石油ファンヒータの設定温度を21 か	石油ファンヒータ1台あたり年間 8.9L の灯油を削減
ら20 にする。	
公用車の効率的利用	走行量を1台1日あたり 5km 減らすと年間 125L のガソリンを削減

環境への負荷の低減

(環境保全のための率先行動計画の推進)

1 ごみの減量・リサイクルの推進

取組目標(対 2004 年度比)

ごみ排出量の削減

リサイクル率の向上

・ 用紙購入量 5%削減・ 廃棄物発生量 24%削減・ 資源化指数 0.35 ポイント増加

ごみに関して目標を定めるのは市役所庁舎のみであり、廃棄物排出量の調査は 2000 (平成 12)年度から開始していることから、基準年を 2000 (平成 12)年度として算出しています。

\equiv

1)施設管理者の取組

古紙配合率が高く、白色度の低い製品の購入

コピー用紙は原則として古紙配合率 100%、白色度 70%以下を購入 その他紙製品は、再生紙など環境ラベリングのされている製品を購入

古紙配合率の高い用紙を使用した印刷物の発注

印刷物は原則として再生紙を発注 再生紙を使用した場合、古紙配合率と白色度を明記 リサイクルしやすい非塗工紙の使用 大豆インク等環境に配慮したインクの使用

リサイクル製品・リサイクル可能な製品の購入

一般事務用品は、国の調達方針やグリーン購入ガイドラインに適合した製品、エコマークなど環境ラベリング製品を購入

詰め替え可能な製品を購入

作業服は、廃ペットボトルの再生プラスチック原料を用いたものを採用 廃食用油石けんの積極的な採用 古紙を使用した「あびこエコ・ロール」の採用

廃棄物の減量、リサイクルの推進

分別回収の実施 生ごみ処理機の導入 物品の再使用の推進 マイ箸使用の推進

2)職員の取組

用紙の使用量を削減

資料配付時の封筒の使用を廃止

両面印刷の励行

裏面コピーの励行

コピー枚数の削減

必要部数の確認

PC画面での確認の励行

庁内の事務連絡には電子メールを使用

廃棄物の減量、リサイクルの推進

分別回収の徹底

ごみ箱の数の適正化

不要になった用紙はストックし、再利用とリサイクルを徹底

トナーカートリッジは再生利用

ファイル・封筒の再利用

備品・事務用品は、修繕等により長期利用

2 水の適正な利用

取組目標(対 2004 年度比)

水道使用量の削減

· 水道使用量

5%削減

1)施設管理者の取組

節水型製品の購入

トイレ等は節水型製品を購入

流水音発生装置の導入

トイレ、蛇口にはフラッシュバルブ式洗浄装置又は感知式自動洗浄装置を導入

水道施設の管理

日常的な節水の呼びかけ

定期的な点検

= 2)職員の取組

節水の推進

水を無駄に流さないなど、日常的な節水の励行

3 排出ガス・排水による負荷の低減

取組目標(対 2004 年度比)

排出ガス、排水は法規制等を遵守 新エネルギー導入率の向上

・ 法規制等遵守率 100%を維持

・ 新エネルギー導入率 200%

🧮 1)施設管理者の取組

法的遵守の徹底

施設の管理にあたり、法律、条例その他地域との協定などを遵守する

監視・測定の実施

法律、条例その他地域との協定並びに自ら定めた計画に基づいて、排出ガス、排水などの状況を監視・測定

2)設計・施工管理者の取組

環境への負荷の少ない工事

低公害型の工法や建設機械の採用 副産物の有効利用 副産物*6の少ない資材の採用

省エネルギー設備の導入

省エネルギー型の照明・空調の導入 エネルギー管理システムの導入 断熱性の高い施設の整備

水利用の合理化

トイレ用水や散水用水等への施設内の水の再利用・循環利用を推進 雨水貯留槽等の設置によるトイレ用水や散水用水への雨水利用の推進 節水型製品の導入

雨水浸透桝や透水性舗装など、雨水の地下浸透の推進

自然エネルギー利用の推進

太陽光発電、風力発電、太陽熱給湯装置など自然エネルギー利用設備の導入

環境への負荷が少ない施設解体

解体時の副産物の資源化・有効利用

^{*6} 副産物:建設工事に伴い副次的に得られる物品であり、再生資源と廃棄物を含んだものです。

4 緑の損失等による影響の低減 (生き物との共存)

取組目標(対 2004 年度比)

環境に配慮した緑の管理

緑化の推進

・ 市内の緑の量・ 都市公園面積6 %増加(1,507ha 1,600ha)30%増加(6.75m²/人 8.8m²/人)

■ 1)施設管理者の取組

敷地内の緑地の適正管理

化学肥料、農薬の使用量を削減 剪定枝木等は、チップや堆肥化など再利用を推進 屋上緑化の推進

■ 2)設計·施工管理者の取組

敷地内の緑化

地域特性に配慮した樹木の選定 生き物の生息に配慮した空間(ビオトープ)の形成 屋上緑化の導入

市民・事業者の環境に配慮した行動の促進

(「市民・事業者への環境配慮指針」の普及)

取組目標(対 2004 年度比)

環境教育・学習の推進

環境情報の提供

環境に配慮した行動の普及・啓発

・ごみ焼却量

8 %削減(36,314 ^ト_ン 33,450 ^ト_ン)

・ 補助事業の実施状況

~ 生ごみ処理機

(11,571 基 13,574 基)

~ 太陽光発電システム

(205件 455件)

~ 雨水貯留施設·雨水浸透施設

(7件 57件) (858 基 1,083 基)

~ 合併処理浄化槽 ・ノーカーデー実施率

50%(市役所庁舎のみ)

1 環境教育・学習の推進

1)市が果たす役割

出前講座の開催

市民環境講座の開催

手賀沼を活かした環境学習の場の提供

自然観察の場の提供

2 環境情報の提供

1)市が果たす役割

市域の環境情報等を広報・ホームページに掲載 あびこエコ・プロジェクトの点検・評価報告書を公表

3 環境に配慮した行動の普及・啓発

「市民・事業者への環境配慮指針」の普及 市民団体との連携による普及啓発活動の実施 環境に配慮した行動例の広報・ホームページへの掲載

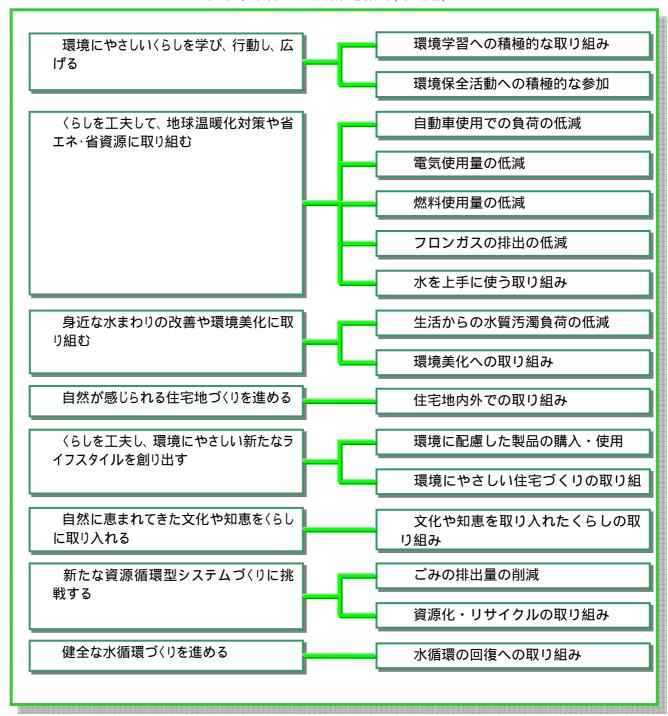
環境家計簿の広報・ホームページ等での紹介

新エネルギー導入や省エネルギー、その他環境保全活動に係る補助制度等の紹介

2)市職員が果たす役割

「市民・事業者への環境配慮指針」の実践 毎月2回のノーカーデーの実施 公共交通機関、自転車、徒歩による通勤の推進

市民・事業者への環境配慮指針(市民編)



市民・事業者への環境配慮指針(事業者編)

環境問題を学び、行動し、広げる	地域環境保全活動への参加・支援
	環境美化への取り組み
地球温暖化対策や省エネ・省資源に取	自動車からの負荷の低減
り組む 	電気・燃料使用量の低減
	フロンガスの排出の低減
〈らしをおびやかす環境問題を解決する	大気環境保全の取り組み
	騒音・振動防止の取り組み
	水環境の保全の取り組み
	地盤・土壌・地下水の保全の取り組み
	有害化学物質対策の取り組み
	新たな化学物質対策の取り組み
新たな資源循環型システムづくりに挑	事業活動に伴う廃棄物の排出量の削
戦する	さらなる資源化への取り組み
	不法投棄・不法処理の防止
	最終処分量の削減
水循環システムづくりを進める	水循環回復への取り組み
	節水の取り組み
環境にやさしい新たな事業活動を創り 出す	環境負荷の少ない製品の積極的な製 造・販売
-	環境負荷の少ない製品の積極的な期 入・使用
	環境マネジメントに関する取り組み

第4章 計画の推進

計画の実効性の確保には、策定した計画を実行することはもとより、進捗状況を点検・評価し、必要に応じた計画の見直しを行うことが必要です。本計画では、このような計画の策定(Plan)、計画の実行(Do)、計画の点検・評価(Check)、計画の見直し(Action)を行う一連のサイクル(いわゆる PDCA サイクル)を繰り返し、計画の改善を図りながら、目標の達成をめざして、計画を推進します。



図 4-1 計画の PD CAサイクル

1 推進体制

1)全庁体制

本計画の目的は、本市のすべての事務・事業から排出される温室効果ガスの抑制と環境への負荷の低減、「市民・事業者への環境配慮指針」の普及です。したがって、市役所全体として取り組

みを進める必要があること から、次の体制で計画を推 進します。

計画の推進体制は、市長を本部長とした「あびこエコ・プロジェクト推進本部」を計画の推進、進行管理の中心とします。また、庁議構成員である推進本部員は「あびこエコ・プロジェクトエネルギー管理者」として管轄する施設での取組を管理・監督します。

その下に計画の推進・進行管理や点検・評価、見直しを行う「あびこエコ・プロジェクト推進責任者」を設置します。

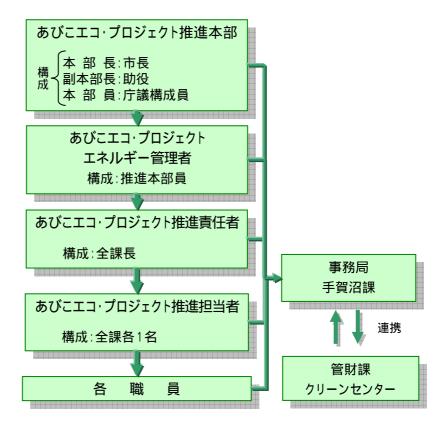


図 4-2 推進体制

なお、「あびこエコ・プロジェクト推進本部」の事務局は、地球温暖化対策を担当する手賀沼課 とし、庁舎等の管理を担当する管財課とごみ処理を担当するクリーンセンターと連携して推進し ます。

2)組織内体制

本計画では、それぞれの部署・施設等が自らの部門の特性に応じた取組を推進する必要があり ます。したがって、各部署・施設等においても、次に示す役割分担により、計画を推進します。

あびこエコ・プロジェクト推進本部員(あびこエコ・プロジェクトエネルギー管理者)

施設等の「あびこエコ・プロジェクトエネルギー管理者」として、「あびこエコ・プロジ ェクト推進責任者」を通じて管轄する施設の管理、監督、指導を行います。

「あびこエコ・プロジェクト推進本部」本部員として、計画の推進等を統括します。

あびこエコ・プロジェクト推進責任者

全課長は「あびこエコ・プロジェクト推進責任者」として、自らの課の計画の推進を統

取組の実施状況や目標の達成状況が低い場合は、改善プランを作成し「あびこエコ・プ ロジェクト推進本部」に報告します。

あびこエコ・プロジェクト推進担当者

「あびこエコ・プロジェクト推進担当者」として指名されたものは、自らの課の計画を 率先して推進します。

自らの課に対して計画を周知し、所属する職員への取組を促進します。

自らの課の取組状況を把握します。

自らの課の計画の点検を行います。

職員

各職員は、計画の意義と内容を十分に理解し、自ら積極的に取り組みます。

研修 2

計画の確実な実行のためには、すべての職員が本計画の内容をよく理解し、地球温暖化問題や 環境への負荷の低減に対する取組の重要性と本計画の意義を十分に理解した上で計画を推進して いく必要があります。したがって、計画の内容を職員に広く周知するとともに、研修等を行うこ とによって職員の意識の向上と取組の促進を図ります。

職員に対して、「あびこエコ・プロジェクト」や「市民・事業者への環境配慮指針」に関する研修会を実 施し、計画の周知と行動の着実な実施を図ります。

職員に対して、環境に関する研修を実施するとともに、シンポジウムや講演会への職員の参加を進 めることで、環境保全への理解と意識の高揚に努め、取組の促進を図ります。

事務局は、適宜情報提供を行い、各課での日常的な取組の促進を図ります。

【関連法令】

環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律(平成 15 年法律第 130 号)

(職場における環境保全の意欲の増進及び環境教育)

第10条 事業者及び国民の組織する民間の団体(次項及び第23条第1項において「民間団体」という。) 事業者、国並びに地方公共団体は、その雇用するものに対し、環境の保全に関する知識及び技能を向上させるために必要な環境保全の意欲の増進又は環境教育を行うよう努めるものとする。

3 進行管理

計画の進捗を把握し、計画をより実効性のあるものとするためには、点検・評価が重要な役割を担います。

点検・評価の結果については、報告書としてとりまとめ、広報・ホームページでの公表等により、広く市民等に周知します。

■ 1)計画の点検・評価

「あびこエコ・プロジェクト推進本部」は、各課の計画の取組状況について点検・指導を行います。

「あびこエコ・プロジェクト推進本部」は、率先行動計画の進捗状況について、年次報 告書を作成します。

年次報告書は、環境配慮促進法に基づく「環境報告書」の要件を満たすものとします。

2)計画及び点検・評価結果の公表

「あびこエコ・プロジェクト推進本部」は、計画を策定又は改定したときは、広報・ホームページなどにより、公表します。

「あびこエコ・プロジェクト推進本部」は、計画の進捗を「年次報告書」として、広報・ホームページなどにより公表します。

「年次報告書」は、公表することによって、市民や事業者の環境行動の促進を図ります。

【関連法令】

環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律 [環境配慮促進法]

(平成 16 年法律第 77 号)

(国及び地方公共団体の責務)

第3条第2項 地方公共団体は、自らの環境配慮等の状況を公表するように努めるとともに、その 区域の自然的社会的条件に応じた環境に配慮した事業活動の促進のための施策を推進する ように努めるものとする

(地方公共団体による環境配慮等の状況の公表)

第7条 地方公共団体の長は、毎年度、当該年度の前年度におけるその所掌事務に係る環境配慮等の状況をインターネットの利用その他の方法により公表するように努めるものとする。

環境報告書の記載事項等(環境省)

- 1 事業活動に係る環境配慮の方針等
- 2 主要な事業内容、対象とする事業年度等
- 3 事業活動に係る環境配慮の計画
- 4 事業活動に係る環境配慮の取組の体制等
- 5 事業活動に係る環境配慮の取組の状況等
- 6 製品等に係る環境配慮の情報
- 7 その他

資料編

1 参考文献

- 1 環境省「2003年度(平成15年度)の温室効果ガス排出量について」
- 2 気象庁(2005)「異常気象レポート2005」
- 3 環境省(2005)「STOP THE 温暖化 2005」
- 4 財団法人省エネルギーセンター(2005)「オフィスビルの省エネルギー」
- 5 財団法人省エネルギーセンター (2005)「ビルの省エネガイドブック」
- 6 環境省資料

2 対象とする組織

資料編表1 対象とする組織と施設の区分

所 属	課等名	施設の区分
企画調整室	企画調整担当	
	財政担当	
総務部	総務課	
	秘書課	
	広報室	主 犯氏亡令(木亡令)
	管財課	一一 市役所庁舎(本庁舎)
	情報システム課	
市民部	収税課	
	課税課	
	市民課	
	つくしの行政サービスセンター	
	湖北台行政サービスセンター	
	湖北行政サービスセンター	 行政サービスセンター
	布佐行政サービスセンター	
	天王台行政サービスセンター	
	国保年金課	
環境生活部	市民活動支援課	一一 市役所庁舎(本庁舎)
70 <u>70 </u>	天王台北近隣センター	
	布佐南近隣センター	
	根戸近隣センター	
	新木近隣センター	── 近隣センター
	湖北台近隣センター	
	久寺家近隣センター	
	商工観光課	
	農政課	── 市役所庁舎(庁舎分館)
	手賀沼課	市役所庁舎(西別館)、クリーンセンター・ 手賀沼課
	211-141/A-	クリーンセンター・手賀沼課
	クリーンセンター 交通整備課	
	交通整備課	市役所庁舎(本庁舎)
/D //# 75 7-1 20		主切印度《 王则统》
保健福祉部	福祉総合相談室	市役所庁舎(西別館)
	生活支援課	
	あらき園	→ フロフルトナケンキル
	身障センター	福祉施設
	こども発達センター	
	介護支援課	市役所庁舎(西別館)
	保育課	
	湖北台保育園	
	緑保育園	
	つくし野保育園	
	寿保育園	保育園
	東あびこ保育園	
	根戸保育園	
	並木保育園	
	子ども課	市役所庁舎(西別館)
	保健センター	福祉施設
建設部	道路課	
	施設建設課	市役所庁舎(東別館)、建設部管理施設
	下水道課	
In 1 4 -	治水課	
都市部	都市計画課	
	住宅課	市役所庁舎(東別館)
	公園緑地課	
	区画整理課	
	区画整理事務所	区画整理事務所
	宅地課	市役所庁舎(東別館)

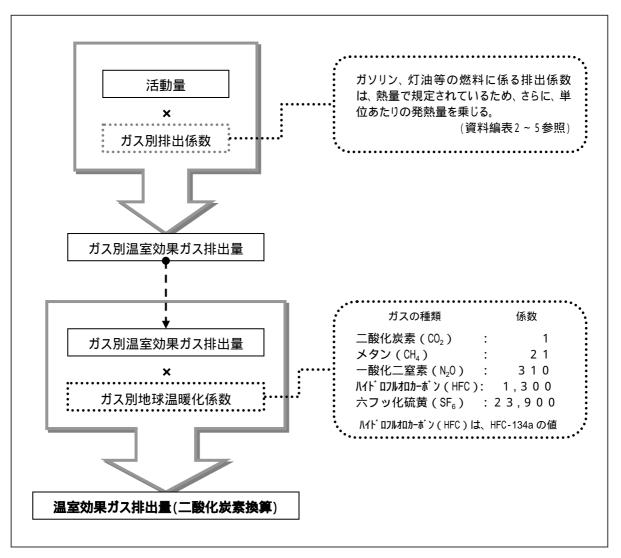
資料編表1 対象とする組織と施設の区分(続き)

 所 属	課等名	施設の区分
会計	会計課	市役所庁舎(本庁舎)
水道局	経営課	
	工務課	─────────────────────────────────────
消防	総務課	
	つくし野分署	
	湖北分署	
	予防課	消防本部
	警防課	
	西消防署	
	東消防署	
行政委員会	議会事務局	市役所庁舎(本庁舎)
	監査委員事務局	市役所庁舎(西別館)
	選挙管理委員会事務局	市役所庁舎(本庁舎)
	農業委員会事務局	市役所庁舎(庁舎分館)
教育総務部	総務課	教育委員会
	学校教育課	秋月安貞 云
	第 1 小学校	
	第2小学校	
	第3小学校	
	第4小学校	
	湖北小学校	
	布佐小学校	
	並木小学校	
	湖北台東小学校	
	湖北台西小学校	
	高野山小学校	学校
	根戸小学校	
	新木小学校	
	布佐南小学校	
	我孫子中学校	
	湖北中学校	
	布佐中学校	
	白山中学校	
	久寺家中学校	
	湖北台中学校	
11 A 44 1-	指導課	
社会教育部	社会教育課	***************************************
	文化課	数育委員会
	体育課	
	図書館	4-VE2433 1-> - 4 / 12 4- >
	公民館	生涯学習センター(アビスタ)
11 NE 32 14 NE -	鳥の博物館	教育委員会
生涯学習推進室		生涯学習センター(アビスタ)
都市建設公社		市民会館

3 温室効果ガス総排出量の算定方法

活動量(燃料使用量や電気使用量、自動車の走行量など)ごとのガス別温室効果ガス排出量は、活動量に排出係数を乗じることにより算出しました。また、温室効果ガス排出量(二酸化炭素換算)は、ガス別温室効果ガス排出量にガス別地球温暖化係数を乗じることにより算出しました。

排出係数及び地球温暖化係数は、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成 11 年政令 第 143 号、平成 14 年改正版)」に基づきました。



資料編図1 温室効果ガス排出量算定フロー

資料編表2 二酸化炭素(CO₂)の排出係数

	調査項目	活動量の 単 位	排出係数	発熱量
444.	ガソリン	L	0.0183	34.6
燃料	灯油	L	0.0185	36.7
使	軽油	L	0.0187	38.2
用用	A重油	L	0.0189	39.1
量	液化石油ガス(LPG)〔プロパンガス〕	kg	0.0163	50.2
里	都市ガス	m^3	0.0130	41.1
電気使用量		kWh	0.378	-
一般廃棄物焼却量(うち廃プラスチック量)		t	2,680	-

資料編表3 ハイドロフルオロカーボン(HFC)の排出係数

調査項目			活動量の 単 位	排出係数
自動車用 カーエアコン	使用時	使用台数	台	0.015 (冷媒の種類:HFC-134a)

資料編表4 メタン(CH₄)の排出係数

調査項目		活動量の 単 位	排出係数	発熱量	
	ガソリン・L P G	乗用車	km	0.000011	-
		バス	km	0.000035	-
_		軽乗用車	km	0.000011	-
自動		普通貨物車	km	0.000035	-
車		小型貨物車	km	0.000035	-
単の		軽貨物車	km	0.000011	-
走		特殊用途車	km	0.000035	-
行	ディーゼル	乗用車	km	0.0000020	-
量		バス	km	0.000017	-
_		普通貨物車	km	0.000015	-
		小型貨物車	km	0.0000081	-
		特種用途車	km	0.000013	-
一角	一般廃棄物焼却量 (全量) 連続燃焼式		t	0.000079	-

資料編表5 一酸化二窒素(N₂O)排出量

	調査	活動量の 単 位	排出係数	発熱量	
	ガソリン・L P G	乗用車	km	0.000030	-
		バス	km	0.000044	-
_		軽乗用車	km	0.000022	-
自動		普通貨物車	km	0.000039	-
動車		小型貨物車	km	0.000027	-
単の		軽貨物車	km	0.000023	-
走		特殊用途車	km	0.000038	-
行	ディーゼル	乗用車	km	0.000007	-
量		バス	km	0.000025	-
=		普通貨物車	km	0.000025	-
		小型貨物車	km	0.000025	-
		特種用途車	km	0.000025	-
— 舟	股廃棄物焼却量 (全量)	連続燃焼式	t	0.0493	-